

○横浜国際港都建設審議会規則

昭和39年7月15日

規則第108号

改正 昭和47年10月14日規則第140号

横浜国際港都建設審議会規則をここに公布する。

横浜国際港都建設審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国際港都建設審議会条例（昭和39年6月横浜市条例第83号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、横浜国際港都建設審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 審議会の委員の数は、80人以内とする。

(解任)

第3条 委員のうち条例第2条第2号から第5号までに規定する者が、その職の地位により任命された場合は、その職の地位を離れたときは、別段の辞令を發しないで解任されたものとする。

(会議)

第4条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年10月規則第140号）

この規則は、公布の日から施行する。